

米を生産している農家の皆さん もみ殻を利用する皆さん へ

**県内全域のもみ殻の安全性が
確認されました。**

**これまでも利用可能であった
自ほ場への施用¹⁾、堆肥の副資材¹⁾
に加え、新たに家畜敷料²⁾、土
壌施用²⁾、暗渠疎水材²⁾としても
使用することができます。**

(暗渠疎水材＝暗渠排水の材料)

※ 1) 規制なし

2) 暫定許容値 400 ベクレル/kg

もみ殻くん炭の利用については、別途指示があるまでお控えください。

